

社会保険庁改革で増大する住基ネットの危険

やぶれっ！住基ネット市民行動 2007年1月24日 第1版

やぶれっ！住基ネット情報ファイル <http://www5f.biglobe.ne.jp/~yabure/>

年金改革で拡大する住基ネット利用

年金問題と社会保険庁改革が、大きな論議になっています。しかし年金改革にともなう住基ネット利用の拡大と質的变化の問題は、ほとんど検討されていません。

2006年の第164通常国会に提案され廃案となった「国民年金法改正案」（「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」）では、住基ネットシステムと年金システムとのデータ連携の強化が予定されています。また2006年12月からの国民年金の現況届の廃止や、すでに実施されているという20歳到達者情報の社会保険庁への提供など、住基ネットと年金システムの間では大規模な個人情報データ連携がはじめられています。

しかし、現行や今後の利用事務が住基法に照らして問題ないのか、あるいは法的にはクリアしても、いままで住基ネットについて国がおこなってきた説明に反しないか、疑問があります。

また提供先である社保庁での個人情報保護は大丈夫なのか。社保庁では、この間、個人情報の「のぞき見（目的外閲覧）」などが明らかになってきました。今後、業務の民間委託や他の機関との情報連携の推進が計画され、漏洩の危険も増大します。

さらに2006年12月からの国民年金の現況届廃止のため、年金の個人データに住基ネットコードが付番されました。行政のもつ個人データベースへの住基ネットコード付番が拡大すれば、住基ネットコードを「国民総背番号」として行政機関の中でデータ照合・結合が行われていく危険が現実のものとなります。

国等の機関での利用実態の検証を

住基ネットの主な目的は、市区町村の管理す

る住民情報（本人確認情報）を集中管理し、それを国等の機関に提供することです。

私たちは住基ネットの問題を、とりわけ「コードとカードによる国民管理」の問題として取り組んできました。住民票コードによってデータ・マッチング（個人情報照合・結合・加工）が容易・迅速になり、住基カードにより個人の行動が追跡可能となり、その結合によって行政による国民監視・管理が強化されて個人の人格的自立と民主主義が脅かされていくことを警戒してきました。

2006年11月30日大阪高裁、12月11日名古屋高裁金沢支部と、相次いで住基ネットについて高裁判決がありました。大阪高裁では違憲、名古屋高裁では合憲と、住基ネットの憲法判断は分かれました。しかしどちらの判決も、自己情報コントロール権が憲法で保護される基本的人権であることは事実上認め、住基ネットが運用によってはそれを侵害して違憲状態となると指摘しています。

本人確認情報の集中管理機関である「指定情報処理機関＝地方自治情報センター」における本人確認情報の管理、そして国等の機関への提供のされ方、さらに提供先での住民票コード（本人確認情報）の使われ方の検証が、これからますます重要になります。

住基ネット利用の99%は年金関係

住基ネットで本人確認情報の利用が認められるのは、住基法別表および総務省令に定められた事務と自治体が条例で定めた事務だけです。住基ネットの導入を決めた1999年の住基法改正で利用事務とされた93事務には、地方公務員共済年金や恩給などは入っていましたが、国民年金事務は2002年12月に264事務に拡大した際に追加されました。

現在、住基ネットから提供される本人確認情報の利用件数の、ほとんどすべてが年金関係事務です。地方自治情報センターが2006年8月29日の官報で公告した平成17年8月～平成18年7月の提供状況をみると、提供先・提供事務が23で、その提供件数総数3066万件のうち、年金関係（国民・厚生年金、共済年金、恩給など）が3041万件、じつに99%をしめています。

年金関係以外の事務の利用件数はごくわずかで、都道府県で322万件利用されているという一般旅券発給事務も含めて、その他のほとんどは窓口で住基ネット端末機を照会する「即時提供事務」となっており、住基ネットを使わなくても住民票の添付によって支障なく行えるものばかりです。住基ネットは現実には年金関係事務のために運用されている、といっても過言ではありません。

社会保険庁に公開質問

私達は市民の立場から、年金改革と住基ネットの現状と今後を明らかにしていくために、社会保険庁への質問と情報公開請求を行ってきました。私達が解明しようとしたのは4点です。

1. 国民年金事務で現在行われている住基ネット利用の問題。とくに「20歳到達者情報」の一括提供と、年金の個人データベース・システムへの住民票コード付番。
2. 「国民年金法改正案」により今後予定されている年金受給者データベース・システムと住基ネットとの連携。とくに「未加入者」把握のためのデータ・マッチングや、法定化される基礎年金番号の利用。
3. 今後、具体化が予想される「年金カード」や「社会保障番号導入」の動向。
4. 社会保険庁における住基ネット利用の実態。とくに個人情報保護やセキュリティ。

2006年5月1日に質問書を提出し、2006年6月8日付けで回答を受けました。それに対し、2006年7月6日に再質問書を提出し、2006年9月25日付けで回答を受けました。私たちは説明の場を求めましたが、設定されていません。

また本人確認情報の利用にあたり社会保険庁と地方自治情報センターで交わされている

「協定書」の情報開示をもとめ、8月4日に開示されました。さらに実際に業務を行う社会保険業務センターと住基ネット全国センターが定めた情報の受け渡しや取扱いについての「確認事項」の情報公開を請求しました。

これらにより、以下のようなことが明らかになりました（〈 〉内は質問項目。質問と回答、「協定書」は、やぶれっ！住基ネット情報ファイルで公開しています）。

1. 現在利用されている事務の問題

ア. 20歳到達者情報の提供〈質問6〉

住基ネットからは、すでに20歳になるすべての国民の本人確認情報が、社会保険庁に磁気媒体で一括提供されています。

私達はこれが住基法違反、すくなくとも拡大解釈による利用であり、また総務省が住基ネットの個人情報保護として説明してきたことに反する利用だと考えています。利用事務が曖昧に規定され拡大解釈されていけば、本人確認情報の利用事務の法定も空洞化します。

現行の住基法では、国等の機関に提供が認められるのは「住民の居住関係の確認のための求めがあったとき」（第30条の7）に限られています。しかし確認したい住民を特定せずに、「居住関係の確認」とは異なり「20歳到達」という属性をもつ全国民の情報が提供されています。

総務省は、住基法別表第1の76、省令第76条第1号にもとづく提供と説明しています。しかしこれらは「被保険者の資格の取得の届出を行う者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の確認」のために住基ネット利用を認めているだけで、届出等がされていない者も含めて一括提供するのは拡大解釈です。また総務省が住基ネットから「市町村の全住民の本人確認情報を行政機関に提供するような情報提供形態は全く想定されない」と説明してきたことにも反します。

利用機関である社会保険庁にその法的根拠と見解を質問しましたが、住基法別表第1の76、

省令第76条第1号による、という説明しかされませんでした。また総務省の説明については「説明の趣旨については承知していません」という回答で、総務省の説明にかかわらず、実際には提供先機関の判断で利用されていく懸念が出てきました。

イ. 住基ネット利用による現況届廃止 ＜質問7＞＜質問8＞

行政機関が保有する個人情報データベースに住民票コードを追加していくことは、将来、住民票コードを国民総背番号制として利用する基盤となります。すでにいくつかの事務で住民票コードが付番されているようですが、国民年金事務は対象者が多く、住民票コードと並ぶ有力な国民総背番号候補である「基礎年金番号システム」を管理し、しかも今後、保険料未納者対策などでさまざまな行政機関とのデータ連携が予定され、さらに将来「社会保障番号」も計画されるなど、大きな影響があります。そこで現在、年金受給者のデータベースに住民票コードが付番されているのか、今後付番されるのか、確認しました。

またあわせて、横浜市が全員参加方針に転換するにあたり、全員参加しないと「通知・非通知にかかわらず（現況届廃止が）利用できないという影響を受ける」「年金の支給を停止する可能性がある」と説明していることへの疑問から、なぜ参加者だけの住基ネット利用ができないのか、質問しました。

質問と回答によって、現在は社会保険庁が管理する年金受給者データベースで住民票コードを収録しているシステムはないこと、しかし現況届廃止に住基ネットを活用するにあたり、その準備として社会保険庁保有の個人情報と住基ネットの情報を突合し、本人確認できた者は住民票コードを受給者情報に付加することが明らかになりました。

住民票コードを付加された者は、住民票コードにより住基ネットに照会し現況確認することになります。住基ネットから本人確認情報を取得できない外国人登録者等は、従来どおり現

況届の提出が必要になります。

また横浜市においても、住民票コードを確認できた市民（住基ネット通知者）は住民票コードにより照会し、確認できなかった市民（住基ネット非通知者）は従来どおり現況届の提出で確認し、住民票コードを確認できなかったからといって年金停止することはない、という回答を得、横浜市が全員参加の根拠とした説明の誤りが明らかになりました。

2. 「年金法改正案」での利用拡大

2006年3月10日に国会に提案された「社会保険庁改革関連法案」は、組織の改正を内容とする「ねんきん事業機構法案」と「国民年金法改正案」の二つからなっています。しかしその後、年金保険料免除の不適正事務処理が政治問題化して法案は廃案となり、166通常国会に改めて提案される予定になっています。

この「国民年金法改正案」では、新たに次のことを行おうとしています。

- A. 住基ネットから情報提供を受け、氏名・住所変更や死亡の届出の原則廃止（2011年4月施行）
- B. 住基ネットから34歳になる全国民の本人確認情報の一括提供（公布日施行）・・・データ・マッチングし年金未加入者を抽出
- C. 現在、法律の根拠のない基礎年金番号の法定化（2008年10月～）
- D. 年金保険料未納者対策として、未納者への国保短期被保険者証発行、社会保険制度内事業者への指定・更新を認めない、など

ア. 住基ネット利用で変更・死亡届出廃止 ＜質問1＞＜質問7＞

現在、受給者からの届出により行っている氏名・住所変更や死亡による廃止を、住基ネットから情報を得て自動的に行う、というものです。しかし同姓同名など誤って別の人の情報により変更廃止したり、逆に住基ネットと年金システムのデータ不一致により同一人であるにもかかわらず別人と判断して変更廃止が行われ

ない、という事態がおきれば、受給者が知らないうちに年金支給が停止されたり、あとから返還を求められるなどの不利益が起こります。

実際に2006年11月1日の産経新聞によれば、現況届廃止のために年金受給者情報と住基ネットを突合した結果、受給者の2割にあたる600万人が表記や実際の居所の違いなどで同一人かどうかの確認ができなかった、と報じられています。

そのため、どのように住基ネットからの情報を利用し照合するのか、質問しました。

しかし回答では、2011年実施のため同一人であることを確認する方法は検討中と、明らかにされていません。

また死亡届の廃止は、関係法令の整備とともに、大規模なシステム改修が必要で、社会保険オンラインシステムの最適化計画にもとづき2011年から導入する新システムで機能を追加するため、2011年4月施行としています。

イ. 34歳到達者情報の一括提供とデータ・マッチング <質問1><質問3>

住基ネットから34歳に到達する全国民の本人確認情報の提供を受け、社会保険庁が保有する被保険者情報と照合し、基礎年金番号を有していない者を「第1号未加入者」として把握し、年金適用の勧奨を行うというものです。

これは居住確認ではなく、本人確認情報と被保険者情報とをデータ・マッチングすることにより、あらたに「未加入者」という個人情報を作り出そうとするものです。「住民の居住関係の確認のための求めがあったとき」(第30条の7)に利用が限られている住基ネットの位置付けを変えるものであり、たんに利用事務を追加すればすむものではありません。

しかも国民年金改革法案で住基法別表に追加するのは「国民年金法による被保険者に係る届出に関する事務」という曖昧な利用事務であり、これでデータ・マッチングが行われようとしています。

私達は、実際にどのようにデータ・マッチングをおこなうのか、またこのような利用は住基

ネットの目的を越える利用ではないか、社会保険庁の考えを質しました。

社会保険庁の回答は、照合は住基ネットからの4情報(住所・氏名・性別・生年月日)と社会保険庁の被保険者情報でおこなうこと、このような利用については、住民基本台帳法第30条の34に定められた事務であれば、その「遂行に必要な範囲で利用できるものと承知しています」というものです。

提供を受けてしまえば提供先機関の判断で本人確認情報が自由に利用されてしまうこと、データ・マッチングについての規定が住基法にも(行政機関)個人情報保護法にもないこと、利用事務を曖昧に規定しておけば行政の判断で拡大利用が可能になること、など、住基法の個人情報保護規定の不備が如実に現れています。

ウ. 法定化される基礎年金番号の利用 <質問4>

従来、年金加入記録は年金制度ごとの番号で管理していました。基礎年金番号は、加入記録照会の不便さを解消するために1997年1月に導入された、すべての公的年金制度で共通して使用する10桁の番号です。「一人一つの番号」とされていますが、実際には一人が複数の番号をもつ「重複付番」が数百万人見つかっています。

「国民年金法改正案」では、ねんきん事業機構の業務と他の社会保険に関する業務の連携を図るため、基礎年金番号を年金原簿の記載事項として法定化します。そして、国民年金事業の運営に関する事務等の遂行のため特に必要がある場合を除き行政機関等による基礎年金番号の告知要求を禁止し、それ以外の者による基礎年金番号の利用を禁止する利用制限等の措置を講じるとされています。

基礎年金番号は、住民票コードとともに納税者番号の候補とされています。また年金や介護、医療など社会保障全般の給付と負担の情報を一元管理する「社会保障番号」導入の検討が「骨太の方針」に盛り込まれ、厚生労働省、総務省、

国税庁など関係省庁で連絡会議が設置され検討されています。

基礎年金番号が住民票コードの代わりに、あるいは住民票コードとデータ連携して、行政内外でさまざまな業務に「統一コード」として汎用的に使用されることが危惧されます。

私たちの質問により、次のことが明らかになりました。

A. 基礎年金番号の利用事務は省令に委ねる

社会保険庁は「国民年金法改正案で位置付ける」と回答しましたが、法案では第14条の国民年金原簿の項目にカッコ書きで「基礎年金番号（政府管掌年金事業の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であつて厚生労働省令で定めるものをいう。）」とされているだけです。

社会保険庁はこれにより年金事務に限定したとしていますが、「関連する事務」も含まれています。しかも利用事務の範囲は、住基法のように別表では法定せず、厚労省令に委ねています。

B. 基礎年金番号はデータ照合のための番号

各種給付金の併給の有無等を正確に確認するために、各種給付の請求書に基礎年金番号を記入させ、基礎年金番号によりデータを突合することを想定しています。

基礎年金番号ははじめからデータ照合のための番号で、それと住民票コードがリンクすることになります。その結果、基礎年金番号と住民票コードを一体のものとしてデータ・マッチングすることが可能になります。

C. 基礎年金番号の変更は管理する

基礎年金番号の悪用により不利益を受けた場合に、本人の申出により変更はしているが、変更履歴を管理し、データの追跡は可能にしています。

エ. 保険料未納者対策で関係機関と連携

<質問2>

社会保険庁は、年金保険料の収納率アップのため、関係省庁、自治体、各種団体等との連携

を強化しようとしています。「国民年金法改正案」では年金保険料の未納対策として、次のような他の事務や行政機関との情報交換が新たに予定されています。

- * 生活保護受給者や学生等の免除手続きのための福祉事務所や医療保険者等からの情報提供
- * 国民年金保険料未納者に対し国保短期被保険者証を交付するための市町村との情報交換
- * 年金保険料未納の保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者、介護保険事業者・介護保険施設及び社会保険労務士の指定等や更新を認めないための、健康保険法事務、社会保険労務士法、介護保険法事務との情報交換
これらの対象者であることを何によって確認するのか、照合に住民票コードを使うのか、質問しました。

回答では「氏名、生年月日、住所等又は基礎年金番号を活用して確認を行います」となっています。しかしこれらの情報交換は保険料を納付させるための「ムチ」に使われ、その結果によって国民保険証が交付されずに「国保短期被保険者証」にされたり、業務の指定が取り消され営業できなくなるなど、重大な不利益を引き起こします。現在、基礎年金番号が付番されていない事務で、今後住民票コードがこれらのデータ照合に使われることがないか、監視が必要です。

3. 「年金カード」とは？

<質問5>

「国民年金法改正案」には書かれていませんが、2005年から2006年にかけて「年金カード」について、新聞各紙で次のような報道がありました。

- A. 年金手帳に代わるものとしてクレジット機能などを付加したICカードの2008年導入を計画し、2006年度にニード調査を行う
- B. カードの付加機能として健康保険証、住民票の写しなどの自動交付、年金担保借り入れなどの金融、カード情報と携帯電話の連携シ

ステム、高齢者用身分証明書、年金の加入記録や自分の受け取り見込み額のチェックなどを検討

- C. カード読み取りを社会保険事務所のほか金融機関のATMなどでも可能に
- D. 将来的には医療、介護、年金などを集約した「社会保障総合カード」としたり、年金カードを住民基本台帳カードと統合することも視野に入れる

周知のとおり、住基カードは完全に行き詰まっています。普及は伸び悩み、交付をうける理由も大部分は運転免許証代わりに券面記載を本人確認に使いたい、というものです。利便性として宣伝されたICカードとしての利用は、住民票写しの広域交付も転入転出事務簡素化もほとんど利用されていません。電子申請での公的個人認証としての利用も自治体の条例による独自利用も広がらず、住基カード活用にこだわっていたら自治体でのICカード利用や電子申請が推進できない、というジレンマに陥っています。

しかし住基ネットと連携した住基カードは、強力な個人の特定と行動の追跡機能を持っています。行き詰まりの打開として年金カードと一体化することになれば、一気に国民必携の「国内パスポート」となり、プライバシーへの脅威になります。

私たちは、マスコミ報道ばかりで実像の見えない「年金カード」とは何か、その内容と導入予定、そして導入の際には法律に規定するのか、質問しました。

しかし回答は、「2006年度より導入を検討する」としながら、具体的な内容もスケジュールも検討中として明らかにしていません。

4. 社保庁での利用と個人情報保護

<質問8>

社会保険庁では2004年、大規模な業務外閲覧（のぞき見）が発覚しました。年金のCMに出演していた女優や小泉首相（当時）をはじめと

した閣僚や国会議員の国民年金未納・未加入が報道されたことに端を発し、その情報が社保庁から漏洩したのではないかと調査されました。最終的には社保庁職員約2万9000人の1割を超える3273名が、実行者・監督者として処分されるという異例の事件でした。

ア. 業務外閲覧で住民票コードの漏洩は？

社会保険庁が2005年12月5日に公表した「業務目的外閲覧行為の調査結果（報告）」によれば、被保険者記録へのアクセス内容を監視できる仕組みが導入されたのは2005年1月（社会保険業務センターには3月）、被保険者記録へのアクセスを許可するIDカードの職員ごとの番号が固定されたのが2004年7月から、本人識別カードが導入されたのが2004年10月です。そもそも2004年5月までは、社保庁には加入記録の業務外閲覧を禁じる規定もなかったと新聞報道されています。

このような社会保険庁で住基ネットの端末機がどこに設置され、その不正閲覧はなかったのか、あるいは被保険者記録に住民票コードが付番されている場合、業務外閲覧された中にそれが含まれていなかったのか、磁気媒体で大量に一括提供されている本人確認情報の管理はどうなっているのか、質問しました。

なお本来であれば、本人確認情報の提供先機関で大規模な業務目的外閲覧が明らかになった以上、市区町村長は私達が質問したような調査を社保庁に行うべきでした。自治体からの要請を受けて総務省は2003年9月に「住基ネットセキュリティ基準」を改正し、市町村長の調査を「制度化」しました。市区町村の関与は都道府県を介し間接的で、かつ是正をもとめる権限もない不十分なものです。しかしこの制度化により、住基ネットから離脱していた中野区は再接続し、横浜市も全員参加に転換する理由に、国等に報告を求め要請を行なうことが可能になったことをあげています。にもかかわらず、どこもこの制度を活用し社会保険庁に調査報告を求めてはいません。

私たちの質問に対し、社会保険庁は本人確認情報を照会する端末機の業務外閲覧はなかった、と回答するだけで、端末機の設置場所・台数は「セキュリティ確保の観点から」回答できないとしました。また社保庁の管理する年金受給者データベースに現在住民票コードは収録されておらず、磁気媒体は本人確認情報の保存必要期間が経過後消去することになっており媒体を初期化処理している、との回答です。しかし具体的に処分方法を定めた社会保険庁と地方自治情報センターとの「協定書」は、セキュリティ確保の観点から提示は困難、としました。

改めて住基ネット端末機の業務外閲覧がなかったことをどのように確認したか質問したところ、住基ネットで照会する場合には、業務上の照会を行う場合に限り管理者が専用のカードを払い出すとともに、照会処理を行った場合には処理結果がリスト出力され、管理者のチェックを受け届書と照合する仕組みになっており、これまで業務外閲覧の報告はされていない、という説明です。しかし管理者ぐるみでのぞき見をしたらどうなのか。

今後は現況届の廃止で年金受給者データに住民票コードが付番され、全国の社会保険庁の端末機で住民票コードを見ることができるようになります。

イ。「協定書」にみる運用の実態

回答では「開示は困難」とされた社会保険庁と地方自治情報センターとの本人確認情報提供の「協定書」を、2006年7月6日情報公開請求したところ、8月4日、地方自治情報センターの印影を除き開示されました。

しかし「協定書」では、端末機の設置台数等の記載はなく、操作者識別カードの枚数も「必要な枚数」とあるだけ、データを取り扱う者も「限定する」とあるだけで所属・人数等は明らかではありません。本人確認情報の消去も「保存期間経過後遅滞なく確実に消去」とあるだけで、期間も方法も不明です。現実には、年金受給者データに住民票コードが付番されれば、それが「消去」されるのは死亡したときになるのでは

ないでしょうか。

その他「協定書」から、次のような運用実態が見てとれます。

A. 本人確認情報の提供方法

- a. 地方自治情報センターは、毎月月末までに翌々月に20歳に到達する者が記録されたファイルを社保庁に提供
- b. 社保庁から住民の居住関係確認の照会データが記録されたファイルを地方自治情報センターが受取り、照会結果が記録されたファイルを社保庁に返却
- c. 社保庁から居住関係確認の照会データを電文で受信し直ちに照会結果データを返信

B. 責務関係

磁気媒体の授受、本人確認情報提供をうけるためのハード、ソフト、ネットワークの維持管理は、社保庁の責務となっています。

C. セキュリティ関係

本人確認情報を取り扱う職員への研修は、「参加させるよう配慮する」となっており、義務ではないようです。

D. 外部・既設ネットワークへの接続

社会保険庁で本人確認情報提供業務に使用するサーバと既設ネットワークの間、既設ネットワークと外部ネットワークの間に、それぞれファイアーウォールを設置する、とあり、インターネットに接続しているネットワークへの接続が禁止されているわけではないようです。

この「協定書」第10条で、本人確認情報の受け渡し方法、取扱い及び留意事項等は、社会保険業務センターと住基ネット全国センターとの協議により別に定める「住民基本台帳ネットワークシステムを利用した本人確認情報の授受及び取扱いに関する確認事項」によるとされています。

この「確認事項」の情報開示請求を9月20日行い、11月24日に部分開示の決定がありました。内容は、本人確認情報の3つの提供方法それぞれについて、磁気媒体の作成、本人確認テープの授受場所、処理できない場合の本人確認テープの再作成、などの項目が書かれています。

しかし実際の内容は、地方自治情報センターが作成した以下の3つの別添「仕様書」による

とされ、その「仕様書」は総務省との協議の結果、目次・項目をのぞきほとんどすべて「セキュリティの維持に支障を及ぼすおそれがある」という理由で黒塗りで開示されました。

*「一括提供方式による情報提供外部インターフェース仕様書」(20歳到達者情報)

*「一括提供方式による情報提供外部インターフェース仕様書」(関係省庁版)

*「即時提供方式による情報提供外部インターフェース仕様書」(関係省庁版)

このように一括提供方式や即時提供方式については関係省庁共通の仕様書があり、「20歳到達者情報」のような個々の機関で異なる提供は、別に仕様書が作られているようです。

そこには交換データ形式、通信や電文の仕様、通信手順、照会手順の処理フローや抽出条件、抽出データの照合、本人確認情報の検索方法、照会結果の設定などの項目がありますが、内容は不明で検討できません。また、本人確認情報データの取扱い、磁気媒体の処分や初期化方法、提供データの消去方法などについての項目は、この「仕様書」にはありません。「協定書」にある「必要な措置」「確実に消去」「適切に管理」という規定がすべてで、実質的には提供先機関に任されている、ということでしょうか。

ウ. 民間化とシステム再構築で漏洩の危険

社会保険庁は2008年10月に解体され、新しい公的年金運営は「社会保険庁改革関連法案」では厚生労働省の特別な機関である「ねんきん事業機構」が行うことになっていましたが、さらなる「非公務員化」をもとめられて廃案になり、再提出予定です。どのようになるにしろ、現在より民間に近い運営組織になります。さらに「市場化テスト」などにより、民間への外部委託が大幅に推進される予定です。

住基ネットは、民間利用が禁止されています。しかしその最大の利用機関が事実上、民間で運営されることになります。民間利用禁止の原則から、年金事務の住基ネット利用を再検討すべきではないでしょうか。

また社会保険のオンラインシステムは、被保険者の資格や保険料の納付状況等の記録を管

理する「記録管理システム」と、基礎年金番号の管理や適用勧奨のための情報管理等を行う「基礎年金番号管理システム」を、2006年から2010年で全面的につくり直す「社会保険業務の業務・システム最適化計画」が進行中です

このシステム再構築により、保険料収納業務やコールセンターなどの民間への外部委託を進めるとともに、他の公的機関とのデータ連携の強化として、住基ネットの活用、職業安定局との連携による雇用保険との併給調整、労働基準局と連携して未適用事業所の抽出などを行い、また社保庁端末機の一人一台化を実現し、さらに「厚生労働省統合ネットワーク」や中央省庁間の「霞が関WAN」、自治体と省庁をつなぐ「L GWAN」の回線に接続し、双方向の情報交換ができる仕組みをつくろうとしています。

年金受給者データベースに住民票コードが記録されることにより、住民票コードを閲覧できる端末機が民間を含めて一挙に増え、漏洩の危険性がさらに増大します。

いまこそ住基ネットの再検討を!

住基ネットは年金業務への利用をとおして、私たちが住基ネット導入で心配していた危険な方向に変貌しつつあります。

- * 曖昧な利用事務の規定と法律の恣意的解釈による利用拡大
- * 「居住確認」としての利用から住民票コードによるデータ・マッチングへ
- * 事実上の民間利用化
- * 住民票コード閲覧可能な端末の増加による漏洩の危険の増大

いままであまり利用されていなかったおかげで表面化しなかった住基ネットの危険性が、これから現実のものになっていきます。年金事務だけであれば「危険だというのは大袈裟だ」「サービス向上になる」と思われるかもしれませんが、しかし、このような運用が既成事実化していけば、他の事務でも認められることになります。

いまこそ、住基ネットとは何か、その是非を再検討すべきです。